

## 重要事項説明書

### 1 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

法人名称	社会福祉法人コスモス福祉会
代表者氏名	理事長 角田 行生
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	渋川市石原1609-1 (0279-23-5389)
設立年月日	昭和49年3月1日

#### (2) 施設の所在地等

施設の種類	保育所
施設の名称	コスモス保育園
施設所在地	渋川市石原1609-1
連絡先	電話 0279-23-5389 FAX 0279-23-1511

#### (3) 利用定員

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	5人	18人	18人	19人	20人	20人

#### (4) 施設の運営の方針

運営の方針	<p>— 明るい未来を築く一員となることを望み —</p> <p>私たちは、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 健康で明るくいきいきした子</li><li>2. 自分で思っていることをはっきり言え、行動できる子</li><li>3. 友達を大切にする子</li><li>4. 働くことに喜びを感じ、物事に集中できる子</li><li>5. 自然を愛し、情操ゆたかな子</li></ol> <p>このようにたくましい子どもにしたいと思えます。</p>
-------	--

#### (5) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供する日	月曜日～土曜日
-------	---------

保 育 時 間	保育標準時間	月～金：午前7時00分～午後6時00分(11時間) 土曜日：午前8時00分～午後5時30分	
	保育短時間	月～金：午前8時30分～午後4時30分(8時間) 土曜日：午前8時30分～午後4時30分	
	延長保育	保育標準時間	朝：午前 時 分～午前 時 分 夕：午後6時00分～午後7時00分
		保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
開 所 時 間		月～金：午前7時00分～午後7時00分	
		土曜日：午前8時00分～午後5時30分	
提供を行わない日		日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	

#### (6) 職員体制

園 長 名	大前 ちえり
-------	--------

職 名	人 数	
園長	(常勤)	1名
主任	(常勤)	1名
保育士	(常勤)	13名 (非常勤) 5名
保育従事者	(常勤)	0名
事務職員	(常勤)	1名 (非常勤) 0名
栄養士	(常勤)	1名
調理員	(常勤)	1名 (非常勤) 1名
嘱託医	(常勤)	0名 (非常勤) 2名

※ 基本的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、主任及び保育士は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

### 3 提供する特定教育・保育の内容・費用について

#### (1) 提供する特定教育・保育の内容について

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

#### 【保育園で大切にしていること】

《自然の中で遊ぶ》 自然は、子どもにとって豊かな教材の宝庫です。そんな自

然の中で身体をいっぱい使って遊ぶことを大事にし、年間を通じ年齢や季節に合わせて園外で遊びます。外気や自然に触れることで五感を鍛え、色々なものを感じる心が育ちます。

《水、砂、泥の素材で遊ぶ》 色々なものの感触を楽しみ、身体や認識が育つこの時期の子どもにとって、水・砂・泥は自在に変化する大事（大好き）な素材です。季節や年齢によってかかわり方は様々ですが、水・砂・泥を使って友だちと楽しく遊ぶことで気持ちが自由になり身体や心を育てます。

《リズム遊び》 ピアノや歌を聞いて動くリズム遊びを楽しみます。乳幼児期の身体をつくる上で大事な寝返り、ハイハイ、歩く、走る、跳ぶなどを補えるよう働きかけをします。

《給食》 旬の食材を使った手作りの食事・おやつを作っています。献立は和食中心で素材の味を大切にしています。離乳食も手作りしアレルギーにも対応します。

## （２）年間行事予定

4月	入園式、保育参観
5月	親子遠足
6月	キャンプ
7月	お泊まり保育、プール、海水浴
8月	夏まつり
9月	お泊まり保育、プール納め
10月	運動会
11月	バザー、創立記念もちつき大会
12月	クリスマス会
1月	どんど焼き、スキー
2月	そりあそび
3月	卒園旅行、卒園式

## （３）利用料等

項目	金額	備考
保育料	住民税により決定	住所地の市町村が定めた保育料
延長保育料（標準時間）	30分300円	1ヶ月上限3,000円
延長保育料（短時間）	30分200円	1ヶ月上限2,000円

(実費徴収分)		
主食費	1ヶ月 500円	3歳以上児
副食費	1ヶ月 4,700円	3歳以上児（渋川市は第1子のみ、管外対象者は各市町村の規定による）
保育に必要な教材	実費	
遠足バス代等	実費	
(上乗せ徴収分)		
(その他)		

#### 4 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（退園を含む。）。</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき。</li> <li>・ 利用の継続が不可能であると市が認めたとき。</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>当日に欠席、又は登園が遅れる場合は、8時30分までに電話で御連絡ください。</p> <p>原則として、家族でのお迎えをお願いします。緊急で他の方のお迎えの場合はご連絡ください。</p>

#### 5 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為を行いません。

- ・ 園児への虐待、暴力行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名) 園長 (氏名) 大前 ちえり
-------------	------------------------

#### 6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、園児の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
--------------------------	---

	<p>イ 当園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た園児又はその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 当園は、在園児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、小学校入学に必要な範囲を超えて在園児の個人情報を用いません。また、園児の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、園児の保護者の個人情報を用いません。</p> <p>イ 当園は、園児又はその保護者に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。</p> <p>ウ 当園が管理する情報については、園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。</p>

## 7 相談窓口について

<p>当園への相談・苦情等の受付</p>	<p>相談担当者氏名</p>	<p>主任保育士 角田ルミ子</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0279-23-5389</p>
	<p>受付曜日及び受付時間</p>	<p>随時</p>

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱を、事務所入り口・早番遅番保育室（あひる組）に設置していますので、御利用ください。

## 8 緊急時の対応について

教育・保育中に園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

## 9 事故発生時の対応及び賠償について

教育・保育等の提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育等の提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険の書類	(名称等) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任保険
保険の内容	(内容)
補償の概要	(金額) (例) 1事故につき最大100,000円 1名につき最大100,000円

※3-(3) 2019年10月1日より改定する。

※3-(3) 2023年4月1日より改定する。